

民間より遙かに低い熊本大学の賃金実態 必要なのは民間並みの賃金支給!!

シリーズ「人勧準拠のココが問題」(1)

人事院は2006年度からの「給与構造見直し」を勧告しました。これによって公務員の賃金は来年4月より平均4.8%削減されることとなります。大学は、9月の労使協議において、この勧告に従いたい考えを示しました。11月8、9日に人事院勧告の学内説明会が開催されますが、これは人勧準拠の方針の下に勧告の内容を周知するために開かれるものと思われます。

さて、『赤煉瓦』No.12で組合が「人勧準拠に根拠なし」とする主張を大きく4つの理由に分けて展開しました。そして、組合として賃金闘争に取り組む考えを表明しました。今後、賃金闘争に向けて、様々な論点ごとに情報提供を行うとともに、組合運動へのご理解を求めていくことにします。

使用者は労働条件を一方的に変更できません。学長が人勧準拠の方針を決めたとしても、それは使用者側の意向に過ぎません。労働条件は労使とりわけ大学と組合の交渉を通じて決められるのです。

社会一般の情勢に適合した水準とは

国立大学法人は独立行政法人通則法第63条により、職員の賃金を「社会一般の情勢に適合した水準」にするよう求められています。そして、熊本大学の使用者側は「社会一般の情勢に適合させる」ことはすなわち「人勧準拠」だと「信じている」わけです。しかし、人事院勧告とは

国家公務員（国立大学職員は含まれません）の賃金水準を社会一般の情勢と比較し、それに適合させる

ために出されるものです。この社会一般の情勢とは「民間の賃金水準」を意味します。ですから、通則法第63条が国立大学に義務付けているのは、職員の賃金を

人事院の調査した民間の賃金水準に適合させることに他なりません。さて、熊本大学の事務・技術職員のラスパイレス指数は83.4ですから、平均賃金月額を国家公務員の83.4%として人事院勧告の資料と比較すれば

熊本大学 318,665 円（公務員の平均給与 382,092 円の 83.4%）

全国の民間平均賃金 380,703 円（人事院勧告より）

九州・沖縄の民間平均賃金 357,437 円（人事院勧告より）

となります。通則法第63条に従えば、賃金は上げるべきであって決して引き下げられるような状況ではありません。

社会一般の情勢に適合させるためにすべきこと

給与構造の見直しによって、地域によっては国家公務員の賃金が「社会一般の情勢」に適合しなくなります。その場合に3~18%の地域手当を支給するよう勧告されています。熊本大学でも独自に基本給表を作成しないのであれば、地域の民間賃金との格差を埋めるための手当を支給すべきです。

なお、一部の大学では事業場ごとに地域手当支給率が異なるにもかかわらず、学内で最も高い地域の支給率に統一する考えが示されています。熊本市は地域手当の支給対象地域に入っていないませんが、大学の判断で一定の率で支給することは法律上問題ありません。国立大学法人には、公務員法は適用されないのです。

次号では、地域給が導入された場合の賃金への影響について試算した結果をお知らせします。

**「人事院勧告に関する説明会」に参加し、
人勧準拠の問題点について理解を深めましょう!**

本荘・大江地区

11月8日(火) 13時30分から14時30分
医学部附属病院内 医学部臨床第一講義室

黒髪地区

11月9日(水) 10時00分から11時00分
大教センターC棟3階 C301教室

赤煉瓦

熊本大学教職員組合

16

2005.11.4

内線:3529 FAX:346-1247
ku-kyoso@mx7.tiki.ne.jp
<http://ww7.tiki.ne.jp/~ku-kyoso/>